

平成23年3月31日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、日本年金機構(以下「本件機構」という。)が、平成〇年〇月〇日付で、請求人の標準報酬月額及び標準賞与額を改定した処分の取消しを求めていることである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人の配偶者であった利害関係人・Aは、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣から事務の委任を受けた本件機構に対し、厚生年金保険法(以下「法」という。)第78条の2第1項に定める離婚等をした場合における標準報酬の改定を請求(以下「本件報酬改定請求」という。)した。

2 本件機構は、本件報酬改定請求を受け、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの期間に係る同人の標準報酬月額及び標準賞与額を改定する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。不服の理由は、審査請求書の「審査請求の趣旨および理由」欄及び再審査請求書に添付の「再審査請求のポイント」に記載の部分をそのまま掲記すると、以下のとおりである。(審査請求書)

① 裁判所と言う信頼できる公の場所での判決に対し相手側の法を無視した法外な欲求はどうてい受入れられません(基定以上の金品を支払い済で、財産分与として家そして半額の年金分割と退職金も分割済です。)

② 調停条項(添付)は、家事調停員の

意見に基づいて法の専門家が作成してくれ第3号の年金分割等の問題も全て含んだ内容で今後はこれで安心出来ますとの説明を受け素人の私は調停員を信頼し時間も無いとの事で調書に4～5分目を通しただけでサインしました。

③ 今回の不当な申出は、当然却下されるべきものと信じています。(再審査請求書)前略 今回の再審査請求は、私が社会保険審査官に求めた点とは相違がありますので再度、下記のポイントに対し厚労省が対応窓口であるならば総合的な見地から審査されます事を切に希望します。

一記一

① 相手側の申出のみで事の前後関係も調査せず、自省に関する法に於いて受付時に問題が無く合法であったと言う判断は、審査に時間と経費がかかっている割には、甚だ事務的な粗い判断であり、法治国家である我国において司法を司る裁判所の決定が出ているにも関わらず審査官の答えは・・・審査の対象外とは何の為の専門窓口機関ですか?《審査が自省で出来ないなら、他省なり裁判所に権限を移譲すべきではないですか。》・・・我々素人が公僕である公務員の審査官を唯一の拠り所とし審査をお願いするのには、現在厚労大臣の任命による社会審査官が唯一の受付窓口である事を踏まえれば、それに相応しく他省や司法当局と連動を取り、且つ総合的な審査がなされてはじめて厚労省の審査官の名に値するのではないですか。

② 日本の社会に於いて今後益々増える離婚問題に対し、国は上記の様なケース(一連の関係資料を提出したにも関わらず、事の前後も審査せず自省のみの法が優先され、他法や司法当局の決定を無視をし、相手側の詐偽紛いの法を悪用した行為を)容認し続けるおつもりですか。

敬具

平成〇年〇月〇日

B

第3 問題点

- 1 法第78条の14第1項は、被保険者（被保険者であった者を含む。以下「特定被保険者」という。）が被保険者であった期間中に被扶養配偶者を有する場合において、当該特定被保険者の被扶養配偶者は、当該特定被保険者と離婚又は婚姻の取消しをしたときは、厚生労働大臣に対し、特定期間（当該特定被保険者が被保険者であった期間であり、かつ、その被扶養配偶者が当該特定被保険者の配偶者として国民年金法第7条第1項第3号に規定する第3号被保険者であった期間をいう。以下「特定期間」という。）に係る被保険者期間の標準報酬（特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬をいう。）の改定及び決定を請求することができる旨規定し、同第2項は、厚生労働大臣は、前項の請求があった場合において、特定期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当該特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬月額を当該特定被保険者の標準報酬月額に2分の1を乗じて得た額にそれぞれ改定し、及び決定することができる旨規定し、同第3項は、厚生労働大臣は、第1項の請求があった場合において、当該特定被保険者が標準賞与額を有する特定期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当該特定被保険者及び被扶養配偶者の標準賞与額を当該特定被保険者の標準賞与額に2分の1を乗じて得た額にそれぞれ改定し、及び決定している。国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号。以下「平成16年改正法」という。）附則第49条は、平成20年4月1日前の期間については、特定期間に算入しない旨規定している。
- 2 法第78条の2第1項は、第1号改定者又は第2号改定者は、離婚等をした場合は、厚生労働大臣に対し、当該離婚等について対象期間（婚姻期間その他の厚生労働省令で定める期間をいう。）に係る被保険者期間の標準報酬の改定又は決定を請求することができる旨規定し、法

第78条の20第1項は、特定被保険者又は被扶養配偶者が、離婚等をした場合において、法第78条の14第2項及び第3項の規定による標準報酬の改定及び決定が行われていない特定期間の全部又は一部を対象期間として法第78条の2第1項の規定による標準報酬の改定又は決定の請求をしたときは、当該請求をしたときに、法第78条の14第1項の請求があったものとみなす旨規定している。

- 3 本件における問題点は、前記1及び2に記載の関係法令の規定に照らし、原処分が適法かつ妥当かどうかということである。

第4 審査資料

「(略)」

第5 事実の認定及び判断

1 「略」

- 2 以上の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 前記1の(1)及び(3)ないし(8)の認定事実を総合すれば、請求人と利害関係人は、平成〇年〇月〇日に調停離婚するに当たり、① 請求人が受給中の特老厚生年金及び将来受給すると見込まれる老齢厚生年金の年金額を基に、婚姻期間等を用いて利害関係人の寄与度に応じた金額を算出し、その〇〇年分の金額と、請求人に係る退職金の金額を基に、婚姻期間等を用いて利害関係人の寄与度に応じた金額を算出したものとの合算額に相当する金員及び不動産等を、請求人が利害関係人に分与すること、② 請求人と利害関係人は、昭和〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間を対象期間として、法に定める離婚等をした場合における標準報酬の改定請求（以下「離婚分割請求」という。）に係る請求すべき按分割合に関する審判の申立てをしないこと、などを条件に離婚したと認められるところ、この解釈をめぐって、利害関係人は、離婚分割請求を行えないのは平成20年3月以前の婚姻期間

に限られると述べているのに対し、請求人は、平成20年4月以後の婚姻期間についても離婚分割請求を行わない趣旨であると主張しているものと解される。

前記調停条項の内容だけからは、平成20年4月以後の婚姻期間についての離婚分割請求を一切しないとしたものかどうかは必ずしも明確ではないが、仮に請求人が主張するように、その期間も含めて離婚分割請求をしないとの条件であったとしても、前記1の(9)記載のように利害関係人から法第78条の2第1項の規定に基づく本件報酬裁定請求(ただし、按分割欄は空白で未記載)がなされたことを受け、保険者が、法第78条の20第1項の規定に基づき、利害関係人から法第78条の14第1項の請求(以下「3号分割請求」という。)があったものとみなして原処分をしたのは明らかである。そうして、3号分割請求は、特定被保険者(本件においては請求人)の被扶養配偶者(本件においては利害関係人)が、当該特定被保険者との特段の合意なしに請求でき、当該請求があった場合においては、平成20年4月以後の特定期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当該特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬月額及び標準賞与額は、それぞれ当該特定被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額に2分の1を乗じて得た額に改定され、及び決定される、という特徴があり、仮に請求すべき按分割合が定まっていなくても、また、請求すべき按分割合が50%以外の数値で定まっていたとしても、これとは無関係に、特定被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額が同人と被扶養配偶者と同額で分割される仕組みとなっているところ、前記1の(2)、(3)及び(10)の認定事実によれば、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの期間(利害関係人の第3号被保険者期間であって、かつ、特定期間)

の各月ごとに、請求人及び利害関係人の標準報酬月額及び標準賞与額が、それぞれ請求人の標準報酬月額及び標準賞与額に2分の1を乗じて得た額に改定されているから、原処分は、法第78条の14第1項ないし第3項及び平成16年改正法附則第49条の規定に則って適法になされていると認められる。

- (2) 請求人は、利害関係人が前記調停条項に反した3号分割請求をしているから原処分は取り消されるべきである旨主張するものであるが、(1)で縷々説示したように、本件報酬改定請求が前記調停条項に反してなされたものであるとの仮定を置いたとしても、原処分の適法性に影響を与えるものではないから、本件再審査請求は棄却を免れない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。